

各 県 立 学 校 長 殿

沖 縄 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 金 城 弘 昌  
( 公 印 省 略 )

県 立 学 校 に お け る 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 の た め の  
分 散 登 校 の 継 続 に つ い て ( 通 知 )

県立学校においては、令和3年8月27日付け教県第963号により9月1日から12日までの期間を分散登校とする旨通知したところです。本県の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少傾向にあるものの、依然として高い水準にあり、緊急事態宣言が9月30日まで延長されたことを踏まえ、児童生徒等の感染を防ぐため、県立学校の分散登校を継続いたします。また、学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休校を実施いたしますので、下記のとおり対応くださいますようお願いいたします。一部地域の臨時休校を実施する場合は、改めて通知いたします。

については職員、児童生徒、保護者へ周知の上、対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は別途通知いたします。

記

**1 期 間**

分散登校の期間は、9月13日(月)から9月30日(木)までとする。

**2 対象校等**

原則、全県立学校とする。

ただし、地域や学校の感染状況を踏まえ、通常登校も可とする。

**3 実施方法等**

(1) 実施方法

①原則、全学年分散登校とし、進路決定に重要な時期の最終学年は、通常登校も可とする。(時差登校との組み合わせも可とする。)

②特別支援学校については、校種(教育部門)、規模等、幼児児童生徒の実情に応じた対策を適切に行う必要があるため、学校毎に判断すること。

(2) 学びの保障

①分散登校により登校しない日の自宅学習については、オンライン等による学習支援を行うこと。

②濃厚接触者や感染不安など、やむを得ず登校できない児童生徒に対してもオンライン等による学習支援に努めること。

(3) 感染不安により登校出来ない児童生徒への対応

感染不安により、児童生徒や保護者から登校しない旨の申し出があった場合、欠席とせず、出席停止の扱いにするなど、進級・進学等に不利益が生じないように、柔軟に対応すること。

#### 4 感染症対策の徹底について

##### (1) 基本的な感染症対策の徹底

マスクを着用し、手洗い及び換気を徹底すること。常時換気が難しい場合やエアコン使用時においても換気が必要であり、30分に1回以上窓を開けて換気を行うこと。また、屋外においても十分な感染症対策を講じること。

##### (2) 健康観察の徹底

①児童生徒等、教職員とも、登校・出勤前に自宅にて検温・健康観察の実施を徹底すること。児童生徒等の体調が悪い時は自宅での休養とし、登校・出勤させないよう指導を徹底すること。

②家族、友人等が感染し、濃厚接触の疑いがある場合は、保健所からの濃厚接触者の特定がなされていなくても登校を控えるよう指導すること。

##### (3) 給食・食事時の指導

食事の前後の手洗いを徹底するとともに、お互い向かい合わず距離をとる、食事時の会話を控える、食事後には必ずマスクをつけるなど、飛沫の飛散防止の対応を行うこと。

#### 5 学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休校の目安

学校において児童生徒等に感染者が発生した場合、学級閉鎖等については**県教育庁保健体育課と協議すること。**

##### (1) 学級閉鎖

学校において児童生徒等に感染者が発生し、その感染者が感染可能期間に登校していた場合、学級閉鎖を実施する。

##### (2) 学年閉鎖

学年で複数の学級閉鎖が発生した場合は、学年閉鎖を検討する。

##### (3) 臨時休校

複数の学年閉鎖が発生した場合は、臨時休校を検討する。

##### (4) 一部地域の臨時休校

地域や学校の感染拡大状況により、県教育委員会で判断する。

#### 6 教育活動上の対応

##### (1) 宿泊を伴う教育活動や校外での教育活動等

宿泊や島外との往來を伴う教育活動は中止または延期とする。また、県内における校外での教育活動については延期または縮小すること。

##### (2) 感染リスクが高い教育活動

各教科等における活動のうち感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動（『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2021. 4. 28 Ver. 6）』P54）は実施しないこと。

##### (3) 学校行事等

校内での学校行事等のうち、人の密集が過度になるリスクが高い文化祭や体育祭等は延期または縮小すること。

##### (4) 部活動等

分散登校の期間、部活動は引き続き原則休止とする。

令和3年9月9日付け教保第1024号通知を遵守すること。

## 7 学寮等の感染症対策

学寮内での感染はクラスターとなる恐れがあるため、入寮前の健康観察や感染症対策をさらに徹底すること。

## 8 その他

- (1) 分散登校により登校しない日の不要不急の外出を慎むよう、指導を徹底するとともに、保護者等へも、その旨協力を依頼すること。
- (2) 下校時において、生徒同士による食べ歩き等は厳に慎むよう、指導を徹底すること。

### 【本件担当】

- 感染症対策全般、学級閉鎖等、運動部活動、学校給食に関すること  
教育庁保健体育課 電話 098-866-2726 F A X 098-862-0472
- 県立学校の教育課程、行事等に関すること  
教育庁県立学校教育課 電話 098-866-2715 F A X 098-866-2718
- 小中学校及び公立幼稚園の教育課程等に関すること  
教育庁義務教育課 電話 098-866-2741 F A X 098-866-2750
- 文化部活動に関すること  
教育庁文化財課 電話 098-866-2731 F A X 098-866-4350